

記 者 発 表 資 料
平 成 1 9 年 4 月 6 日
こ ど も 青 少 年 局
中央児童相談所支援課長 梨本 哲
TEL 6 7 1 - 2 3 6 4
(午後6時以降は 3 3 1 - 5 4 7 1 へお願いします。)

児童相談所における個人情報の漏洩について

1 概 要

中央児童相談所で一時保護した児童（小学生、女兒）の親権変更（母親→父親）の手続のため、職員が父親に既に協議離婚している母親の住所を、母親の同意を得ないで伝えてしまいました。

本件については、個人情報の漏洩にあたるため、母親に謝罪いたしました。

2 経 過

- ・ 2月22日 児童の親権変更之际家庭裁判所への申請手続きに、両親の住所が必要なため、職員が父親からの求めに応じ、母親の同意を得ずに、母親の住所を伝えました。
- ・ 3月15日 母親が中央児童相談所に訪れた際、母親の住所を父親に伝えたことについて、対応した職員と係長が抗議を受け、この抗議に対して、改めて話し合いをすることといたしました。
- ・ 3月21日 母親にお会いし、支援課長、係長、職員から、母親の住所を父親に伝えたことを謝罪いたしました。
- ・ 3月22日～ 児童相談所が母親の住所を父親に伝えたことによって、母親の親権に影響が及ばないよう、父親と調整を重ねておりました。
- ・ 3月30日 父親から親権変更の手続きを取り下げた旨電話連絡があり、母親には、児童相談所からその旨を連絡いたしました。その際母親から、父親が親権変更の申請を取り下げたことが事実かどうかを、家庭裁判所に確認するよう求められました。
- ・ 4月 5日 中央児童相談所長が母親宅に伺い、改めて謝罪するとともに、親権変更の取り下げの事実関係確認については、引き続き調整することと、本件について公表することのご理解をいただきました。

3 原 因

児童の相談の際、既に協議離婚していた父母間で電話やメールで連絡を取り合っていたため、住所を伝えても母親の理解が得られると考え、母親の同意を得ずに、父親の求めに応じてしまったものです。

4 再発防止について

- 市民から相談を受ける者として、本人の了解がない限りは、いかなる状況にあっても個人情報を第三者に提供しないことなどを周知し、全職員に対し個人情報保護の徹底を図りました。
- 今後さらに、全職員を対象に、個人情報保護の研修を実施することにより、再発防止に努めます。